

○ 療養費用算定基準細目（昭和63年9月1日消基発第305号）新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
I 診療に要する費用の算定基準 1 初診料 3,820円 (2) 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注5のただし書に該当する場合（上記(1)に規定する場合及び2つ目の診療科で(3)の定額負担料を徴収した場合を除く。）については、1,910円を算定できる。 11 コンピューター断層診断の特例 225点 （略） <u>ただし、他院へ画像撮影を依頼し、撮影されたフィルムについて自院又は他院で、健保点数表「E 203 コンピューター断層診断450点」を算定できる場合には、当該特例は算定できない。</u> 29 職場復帰支援・療養指導料 ④ 上記①～③の算定は、同一傷病者につき、それぞれ4回を限度とする。 <u>ただし、頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群等の慢性的な疾病を主病とする者で現に就労している者については、医師が必要と認める期間とし、回数の制限はない。その際、4回目以降は4回目の点数とする。</u>	I 診療に要する費用の算定基準 1 初診料 3,820円 (2) 健保点数表（医科に限る。）の初診料の注5のただし書に該当する場合（上記(1)に規定する場合_____を除く。）については、1,910円を算定できる。 11 コンピューター断層診断の特例 225点 （略） <u>なお、</u> _____健保点数表「E 203 コンピューター断層診断450点」を<u>初診時に算定した場合</u>には算定できない。 29 職場復帰支援・療養指導料 ④ 上記①～③の算定は、同一傷病者につき、それぞれ4回を限度（<u>頭頸部外傷症候群、頸肩腕症候群等の慢性的な疾病を主病とする者で現に就労しているものについては、医師が必要と認める期間</u>）とする。